

53

525

昭和廿二年二月五日

傍訓  
而國憲法全

東京 小說館藏版

№ 15484

皇祖 皇宗の御聖體又諸々白さく皇歎れ大變無窮  
豈朕れ詎み畏と 皇祖 皇宗の御聖體又諸々白さく皇歎れ大變無窮  
御宏謨小節ひ惟神の寶祚を承繼し舊聞を保持志不取て失墮せるこ  
と既し顧ざる世局の進退よ腐り八文化發達に隨ひ度ても一皇祖  
聖宗の御訓を明徹よし典憲を成立し條章を昭示し内は以て子孫の  
御由すろ所と爲し外の以て臣民鞠撫の道を濶め永遠よ遵行せしめ  
益々國家の丕基を鞏固にして八洲民生の慶福を増進すべし茲に皇  
室典範の憲法を制定す惟ふよ此れ皆 皇祖 皇宗の御聖體又諸々白  
まへる統治の洪範を紹述するよ外ならず而して朕が躬又遂て朕と  
俱よ釋行することを得るは洵々 皇祖 皇宗及我が 皇宗の威靈  
能備藉するよ由らざるれ無し皇歎れ仰て 皇祖 皇宗及 皇宗の

告文

神祐と禱り併せて朕が現在及將來より臣民に率先して此の憲政を履行して懇らざらしむるを期す庶幾くは神靈此れを監護たまへ

### 憲法發布勅語

朕國家の隆昌と臣民の慶福とを以て中心の欣榮とし朕が祖宗より承  
す  
惟ふに我が祖我の宗は我が臣民祖先の協力輔翼に倚り我が帝國を  
肇造し以て無縫に垂れたり此れ我が神聖なる祖宗の威徳と並よ  
民の忠義勇武として國を愛し公々殉ひ以て此の光輝ある國史の成  
跡を貽したるなり朕我が臣民は即ち祖宗の忠良ある臣民の子孫も  
るを回憶し其の駿が意を朕が事を熟慮を相與み和衷協同し

益々我の帝國は光榮を中外に宣揚し祖宗の遺業を永久に鞏固あら  
しむるの希望を同全し此の負擔を分つゝ堪ふることを期へざるあ  
り

朕祖宗は遺烈を承け萬世一系の帝位を踐き朕が親愛する所の臣民  
即ち祖宗の惠撫慈養したまひし所の臣民なるを念ひ其康福を増  
進し其懿德良能を發揮せ志むるを願ひ又其化眞贊より興  
俱に國家の進運を扶持せむことを盟み乃ち明治十四年十月十四日  
の詔命を履践し茲より大憲を制定し朕が率由する所を示し朕が後嗣  
及臣民及臣民の子孫たる者をして永遠に循行せる所を知らしむ  
國家統治の大權は朕が之を祖宗より承けて之を子孫傳ふる所なり  
朕及朕が子孫は將來此の憲法の條章を循ひ之を行ふことを懇らざ

朕の我大臣民は権利及財産の安全を貴重し及之を保護し此の憲法及法律の範圍内に於て其の享有を完全ならしむべきことを宣告す  
帝國議會の明治廿三年を以て之を召集し議會開會の時を以て此憲法として有効あらしむるの期とすべし將來若此の憲法の成る章條を改定せるの必要なる時宜を見るよ至らば朕及朕が繼続の子孫は發議の權を執り之を議會に付し議會ハ此の憲法に定めたる要件によ依り之を議決するの外朕が子孫及臣民へ敢て之が變更を試みることを得ざるべし

朕が在廷の大臣は朕が爲す此の憲法を施行するの責を任すべく朕が現在及將來の臣民は此れ憲法よりして永遠よ從順の義務を負ふ

## 御名御璽

明治二十二年二月十一日

内閣總理大臣 伯爵黒田清隆  
枢密院議長 伯爵伊藤博文  
外務大臣 伯爵大隈重信  
海軍大臣 伯爵西郷従道  
農商務大臣 伯爵井上馨  
司法大臣 伯爵山田顕義  
大藏大臣兼内務大臣 伯爵松方正義  
陸軍大臣 伯爵大山巖  
文部大臣 子爵森有禮

## 大日本帝國憲法

## 第一章 天皇

- 第一條 大日本帝國は萬世一系の天皇之を統治す  
 第二條 皇位ハ皇室典範の定むる所に依り皇男予孫之を繼承す  
 第三條 天皇は神聖として侵そべからず  
 第四條 天皇は國の元首にして統治權を總攬し此の憲法の條規々  
 依リ之を行ふ

- 第五條 天皇ハ帝國議會の協賛を以て立法權を行ふ  
 第六條 天皇は法律を裁可し其公布及執行を命ず  
 第七條 天皇に帝國議會を召集し其開會閉會停會及衆議院の解散を命ず

- 第八條 天皇は公共の安全を保持し又ハ其災厄と遡くる爲緊急の  
 必要に由り帝國議會閉會の場合又於て法律代るべき勅令を發  
 す」此の勅令ハ次に會期又於て帝國議會又提出すべし若議會又  
 於て承諾せざるときは政府ハ將來に向て其効力を失ふことを  
 公布すべし
- 第九條 天皇は法律を執行する爲又は公共の安寧秩序を保持し  
 及臣民の幸福を増進する爲必要なる命令を發し又ハ發せしむ  
 但し命令を以て法律に變更するとを得ず
- 第十條 天皇は行政各部は官制及文武官の俸給を定め及文武官を  
 任免す但し此ハ憲法又は他の法律又特例を掲めたるものハ各其  
 條項より依る
- 第十一條 天皇は陸海軍を統帥す

第十二條 天皇は陸海軍の編制及常備兵額を定む  
 第十三條 天皇に御内を宣し和を講じ及諸般の條約を締結セ  
 第十四條 天皇は戒嚴を宣告す」戒嚴の要件及効力は法律を以て  
 之を定む

第十五條 天皇ハ爵位勳章及其他の榮典を授與す  
 第十六條 天皇は大赦特赦減刑及復讐を命ず  
 第十七條 摄政と置くれ皇室典範の定むる所よ依る」攝政ハ天皇  
 の名よ於て大權を行ふ

## 第二章 臣民權利義務

第十八條 日本臣民たるの要件は法律の定むる所よ依る  
 第十九條 日本臣民ハ法律命令の定むる所比資格よ應じ均く文武  
 官よ任せられ及其の他の公務よ就くことを得

第二十條 日本臣民は法律の定むる所よ從ひ兵役の義務を有セ  
 第二十一條 日本臣民ハ法律の定むる所よ從ひ納稅の義務を有す  
 第二十二条 日本臣民ハ法律の範圍内よ於て居住ハ移轉の自由を  
 有セ  
 第二十三条 日本臣民は法律よ依るよ非らずして逮捕監禁審問處  
 費を受くることなし  
 第二十四條・日本臣民に法律よ定めたる裁判官ハ裁判を受くるの  
 権を奪へるゝことなし  
 第二十五條 日本臣民ハ法律に定めたる場合を除く外其の許諾な  
 く志を住所よ侵入せられ及搜索せらるゝことなし  
 第二十六条 日本臣民は法律よ定めたる場合を除き外信書の秘密  
 を侵さるゝあるともし

**第二十七條** 日本臣民ハ其の所有權を侵ざるゝ事無し」公報の爲必要なる處分は法律の定むる所ふ依る

**第二十八條** 日本臣民は安寧秩序を坊ヶ子及臣民たるの義務又背のざる限ニ於て信教之自由を有する

**第二十九條** 日本臣民は法律の範圍内ニ於て言論著作印行集會及結社の自由を有する

**第三十條** 日本臣民は相違の敬禮を守り別々定むる所の規程又從ひ請願を爲す事を得

**第三十一條** 本章ニ掲げたる條規ニ戰時又は國家事變の場合ニ於て天皇大權の施行を妨ぐる事あし

**第三十二條** 本章ニ掲げたる條規ニ陸海軍ヒ法令又は紀律又は懲罰せざる事の限り軍人又は進行す

### 第三章 帝國議會

**第三十三條** 帝國議會は貴族院衆議院の兩院を以て成立す

**第三十四條** 貴族院は貴族院令ニ定むる所ニ依り皇族及勅任せられたる議員を以て組織す

**第三十五條** 衆議院は選舉法ニ定むる所ニ依り公選せられたる議員を以て組織す

**第三十六條** 何人も同時ニ兩議院ヒ議員たることを得ず

**第三十八條** 兩議院ハ政府の提出する法律案を議決し及各々法律案を提出することを得

**第三十九條** 兩議院ハ一々於キ否決したる法律案は同會期中ニ於て再び提出することを得ず

**第四十條** 兩議院は法律又ハ其の他の事件ニ付き各々其の意見を

政府又建議するふどを得但し其の採納を得ざるものな同會期中  
よ於て再び建議するふどを得ず

第四十一條 帝國議會ハ毎年之を召集す

第四十二條 帝國議會は二箇月を以て會期とす必要ある場合ふ於  
ては勅命を以て之を延長するとあるべし

第四十三條 臨時緊急の必要ある場合ふ於て常會の外臨時會を召  
集すべし」臨時會の會期を定むるは勅命に依る

第四十四條 帝國議會の開會閉會會期の延長及停會は兩院同時又  
之を行ふべし」衆議院解散を命ぜられたる時は貴族院ハ同時又  
停會せらるべし

第四十五條 衆議院解散を命ぜられたるときは勅命を以て新よ議  
員よ選舉せした解散の日より五箇月以内よ召集すべし

第四十六條 兩議院は各々其の議員三分の一以上出席せる又非  
されば議事を聞き議決を爲すふどを得ず

第四十七條 兩議院の議事ハ過半數を以て決す可否同數なるとき  
は議長の決する所に依る

第四十八條 兩議院の會議は公開を但政府の要求又は其の院の決  
議よ依り秘密會と爲そことを得

第四十九條 兩議院は各々天皇よ上奏せるとと得

第五十條 兩議院ハ人民より呈付する請願書を受くることを得

第五十一條 兩議院は此の憲法及議院法に掲ぐるとの外内部の  
整理よ必要ある諸規則を定むるふどを得

第五十二條 兩議院の議員は議院よ於て發言せらる意見及表決よ  
付き院外よ於て實を負ふとなし但し議員自ら其の發言を演説刊

行筆記又ハ其の他の方法を以て公布したるときは一般法律又依り處分せらるべし

第五十三條 兩議員の議院ハ現行犯罪又は内亂外患より開る罪を除く外會期中其の院の許諾あくして逮捕せらるゝことなし

第五十四條 國務大臣及政府委員は何時さりとも各議院又出席し及發言せるふと得

#### 第四章 感務大臣及樞密顧問

第五十五條 國務大臣ハ天皇を輔弼し其責に任す」凡そ法律勅令其他國務に關する詔勅ハ國務大臣の副署を要す

第五十六條 樞密顧問は樞密院官制の定むる所よ依り天皇の諮詢又應へ重要な國務を審議す

#### 第五章 司法

第五十七條 司法權ハ天皇の名よ於て法律又依り裁判所之を行ふ

「裁判所の構成は法律を以て之を定む

第五十八條 裁判官は法律又定たる資格を具ぬる者を以之又任す」裁判官ハ刑法の宣告又ハ懲戒の處分よ由るの外其の職を免ぜらるゝあとあるし懲戒の條規は法律を以て之を定む

第五十九條 裁判の對審判決ハ之を公開す但し安寧秩序又ハ風俗を害するの虞あるときハ法律又ハ裁判所の決議を以て對審は公開を停むるふとを得

第六十條 特別裁判所の管轄よ屬すべきものへ別々法律を以て之を定む

第六十一條 行政官廳の違法處分に由り權利を傷害せられたりとするの訴訟又も別々法律を以て定めたる行政裁判所の裁判又

屬すべきものは司法裁判所より受理せるの限り在す

### 第六章 (會計)

**第六十二條** 新規租税を課し及税率を變更するは法律を以て之を定むべし「但志報償又屬する行政上の手數料及其の他の收納金は前項の限り在らず」國債に起り及豫算は定めたるものを除く外國庫の貯蓄あるべき契約を爲そば帝國議會の協賛を經べし

**第六十三條** 現行の租税は更に法律を以て之を改めざる限り舊より之を徵收す

**第六十四條** 國家の歳入歳出は毎年豫算を以て帝國議會の協賛を經べし豫算の款項より超過し又は豫算の外に生じたる支出あるときは後日帝國議會の承諾を求むるを要す

**第六十五條** 豫算の歲出衆議院より提出せし

**第六十六條** 皇室經費は現在既定額より每年國庫より之を支出し將來増額と要する場合と除く外帝國議會の協賛を要せず

**第六十七條** 憲法上の大權に基づくる既定の歲出及法律の結果より又ハ法律上政府の義務に屬する歲出は政府の同意あくして帝國會議之を廢除し又は削減するふとを得ず

**第六十八條** 特別の須要により政府は豫算を限り定め繼續費として帝國會議の協賛を求むることを得

**第六十九條** 避くべからざる豫算の不足を補ふため又ハ豫算の外より生じたる必要の費用又は豫算を設くべし

**第七十條** 公共の安全を保持する爲緊急の需用ある場合よりて内外の情形又因り政府は帝國議會を召集すること能ひざるときへ勅令より財政上必要の處分を爲すふとを得前項の場合より

てハ次の會期に於て帝國議會又提出し其承諾を求むるを要す  
 第七十一条 帝國議會又於て豫算を議定せし又は豫算成立又至ら  
 ざるときニ政府ハ前年の豫算を施行セベシ  
 第七十二条 國家の歲出歲入の決算は會計検査院之を検査確定シ  
 政府ハ其の検査報告と俱々之を帝國議會又提出すべシ」會計檢  
 査院の組織及職權の法律を以て之を定む

### 第七章 補則

第七十三条 將來此の憲法の條項を改正するに必要あるときは勅  
 命を以て議案を帝國議會の議付セベシ」此場合よ於て兩議院  
 ハ各々其の總員三分の二以上出席するに非されば議事を開くこ  
 とを得ず出席議院三分の二以上は多數を得るゝ非されば改正大  
 議決を爲セムとを得ア」皇室典範の改正は帝國議會の議を經る

を要セア」皇室典範を以て此の憲法の條規を變更することを得  
 す

第七十五条 憲法及皇室典範は攝政を置くの間之を變更すること  
 を得ず

第七十六条 法律規則命令又は何等の名稱を用ゐたるを拘ラア此  
 の憲法又矛盾せざる現行の法令ハ總て蓮由の効力を有ス」歲出  
 上政府の義務又係る現在の契約又の命令ハ總て第六十七條の列  
 よ由る

## 法 律

朕樞密顧問の諮詢を経て議院法を裁可し之を公布せしめ併せて貴族  
 院及衆議院成立の日より各本法又依り施行すべき事と命ナ

## 御名御璽

明治二十二年二月十一日

内閣總理大臣	伯爵黒田清隆
樞密院議長	伯爵伊藤博文
外務大臣	伯爵大隈重信
海軍大臣	伯爵西郷従道
農商務大臣	伯爵井上馨
陸軍大臣	伯爵山田顕義
文部大臣	伯爵松方正義
選信大臣	伯爵大山慶蔵
子爵森有禮	子爵覆本武揚

### 法律第二號 議院法

#### 第一章 帝國議會の召集成立及開會

第一條 帝國議會召集の勅諭は集會の期日を定め少くとも四十日前  
又之を發布すべし

第二條 議員は召集の勅諭に指定したる期日ふ於き各議院の會堂  
よ集會すべし

第三條 衆議院の議長副議長は其の院よ於て各三名の候補者を選  
舉せしむ其比中より之を勅任すべし

議長副議長の勅任せらるゝまでに審記官長議長は職務を行ふべ  
し

第四條 各議院の抽籤法又依り總議院を數部々分割し毎部々長一

名を部員中ふ於て互選すべし

第五條 兩議院成立したる後勅命を以て帝國議會開會の日を定め  
兩院議員を貴族院又會合せした開院式を行ふべし

第六條 前條の場合又於て貴族院議長ハ議長の職務を行ふべし

## 第二章 議長書記官及經費

第七條 各議院の議長副議長は各一員とする

第八條 衆議院の議長副議長の任期は議員の任期又依る

第九條 衆議院の議長副議長辭職又其の他の事故又由り職位と  
ありたるときは繼任者之任期へ仍前前任者の任期又依る

第十條 各議院之議長は其の議院の秩序を保持し議事を整頓し院  
外又對し議院を代表す

第十一條 議長ハ議會閉會迄間又於て仍其の議院の事務を指揮す

第十二條 議長は常任委員會及特別委員會又臨席し發言すること、  
を得但し表決比數又預りらず

第十三條 各議院又於て議長故障あるときは副議長之を代理す

第十四條 各議院又於て議長副議長俱又故障あるときは假議長を  
選舉し議長の職務を行はしむべし

第十五條 各議院の議長副議長の任期満限又達するも後任者の勅  
任せらるゝまゝ仍其の職務を繼續すべし

第十六條 各議院又書記官長一人書記官數人を置く

書記官長ハ勅任とし書記官ハ奏任とす

第十七條 書記官長は議長の指揮又依り書記官の事務を提理し公  
文又署名す

書記官ハ議事錄及其の他の文書案を作り事務を掌理せ

書記官の外他の必要ある職員の書記官長之を任す

### 第十八條 兩議院の經費の國庫より之を支出せ

**第三章 議長副議長及議員歳費**  
第十九條 各議院の議長は歳費として四千圓副議長は二千圓貴族院の被選及刺任議員及衆議院の議員は八百圓を受け別々定むる所の規則より従ひ旅費を受く但し召集又應せざる者は歳費を受くるふとを得ず

議長副議長議員の歳費を辭することを得ず

官吏よ志て議員たる者に歳費を受くるふとを得ず  
第二十五條の場合よ於てハ第一項歳費の外議院の定むる所より一日五圓より多からざる手當を受く

### 第四章 委員

全院委員は議員の全員を以て委員と爲すものとす  
常任委員は事務の必要に依り之を數科分割し負擔の事件を審査する爲ふ各部又於て同數の委員を總議員中より選舉し一會期中其の任たま在るものとす  
特別委員は一事件を審査する爲よ議院の選舉を以て特とくよ付託を受くるそのとす

### 第二十一條 全院委員長は一會期ごと開會の始よ於て之を選舉す

常任委員長及特別委員長は各委員會よ於て之を互選す

### 第二十二條 全院委員會は議院三分の一以上常任委員會及特別委

二十六

員會の其の委員半數以上出席する又非されば議事を開き議決を爲すとを得ず

第二十三條 常任委員會及特別委員會の議員の外傍聴を禁す但し委員會の決議又由り議員の傍聴シ禁するふとを得

第二十四條 各委員長は委員會に經過及結果を議院又報告すべし

第二十五條 各議院は政府の要求依り又は其同意を経て議會閉會の間委員をして案の審査を繼續せしむるふとを得

第五章 會議

第二十六條 各議院の議長ハ議事日程を定めて之を議院又報告を議事日程は政府より提出されたる議案を先々すべし但し他の議事緊急の場合於て政府の同意を得ざるときハ此の限ス在ラズ

第二十七條 法律の議案ハ三讀會を經ミ之を議決すべし但し政府

の要求若ハ議員十人以上の要求又由り議院よ於て出席議員三分の二以上の多數を以て可決したるニキニ三讀會の順序を省略することを得

第二十八條 政府より提出したる議案ハ委員の審査を経ずして之を議決するふとを得ず但し緊急の場合於て政府比要求又由るものは此の限ス

第二十九條 凡て議案を發議し及議院の會議よ於て議案又對し修正或動議を發するものニ二十人以上に賛成ある又非されば議題と爲ふと心得ず

第三十條 政府ハ何時よりとも既又提出したる議案を修正し又は撤回することを得

第三十一條 凡て議案は最後の議決しる議院の議長より國務大

## 二十八

臣を經由して之を奏上そべし

但し兩議院の一ふ於て提出したる議案よして他の議院よ於て否決したるときは第五十四條第二項の規定よ依る

第三十二條 脳議院の議決を経て奏上したる議案よしき裁可せらるゝものは次の會期までよ公佈せらるべし

### 第六章 停會に會

第三十三條 政府は何時よりとも十五日以内よ於て議院の停會を命するふとを得

議院停會の後再び開會したるときは前會の議事よ繼續すへし  
第三十四條 衆議院は解散ふ依り貴族院ふ停會を命じたる場合又於てハ前條第二項付例よ依らず

第三十五條 帝國議會閉會の場合に於て議案延議請願の議決よ至

はざるものは後會に繼續せず但し第十五條の場合よ於てハ此の限よ在らず

### 第七章 祕密會議

第三十六條 閉會は勅命よ由り兩議院合會よ於て之を舉行すべし  
得

一 議長又は議員十人以上の發議に由り議院之を可決したるとき  
二 政府より要求を受けたるとき

第三十八條 議長又は議員十人以上より祕密會議を發議したるときは議長ハ直よ傍聴人を退去せし討論を用ひずして可否の決を取るべし

第三十九條 祕密會議は刊行することを禁ざず

第八章 豫算案の議定

第四十條 政府より豫算案を衆議院よ提出したるときは豫算委員会其の院よ於て受取りたる日より十五日以内審査を終り議院よ報告すべし

第四十一條 豫算案が就き議院の會議よ於て修正の動議を起せるものは三十人以上の賛成あると非されば議題と爲せると得ず

第九章 國務大臣及政府委員

第四十二條 國務大臣及政府委員の發言は何時たりと之を許すへま但し之が爲よ議員の演説を中止せしむることを得ず

第四十三條 議院よ於て議案を委員付したるときは國務大臣及政府委員の何時たりとも委員會よ出席し意見を述べることを得

第四十四條 委員會は議長を經由して政府委員の説明を求むるあ

とを得

第四十五條 國務大臣及政府委員は議員たる者を除く外議院の會議よ於て表決の數よ預けらす

第四十六條 ●常任委員會又ハ特別委員會と聞くときは毎會委員長より其主任の國務大臣及政府委員よ報知すべし

第四十七條 議事日程及議事よ關する報告は議員よ分配すると同時に之を國務大臣及政府委員ふ送付すべし

第十章 質問

第四十八條 兩議院の議員政府よ對し質問を爲さむとするときは三十人以上の賛成者あるを要セ質問の簡明ある主意書を作り賛成者と共に連署して之を議長入提出すべし

## 二二十一

第四十九條 質問主意書は議長之を政府に轉送し國務大臣は直々答辨を爲し又たに答辨へき期日を定め若答辨を爲さざるとされ其の理由を示明を以し

第五十條 國務大臣の答辨を得又ハ答辨を得ざるときは質問の事件より付議員ハ建議ハ動議を爲すことを准

第五十一條 各議院上奏せむとするときは文書を奉呈し又は議長を以て總代とて請見を請ひ之を呈呈することを准

各議院ハ建議は文書を以て政府呈出すべし  
第五十二條 各議院於て上奏又ハ建議ハ三十人以上の賛成あるふ非ざれば議題と爲そあとを附す

## 第十二章 兩議院關係

第五十三條 球算を除く外政府の議案を付するハ兩議院之内何れを先付するも便宜と依る

第五十四條 甲議院於て政府の議案可決し又ハ修正して議決しあるを以て乙議院に之を移し乙議院於て甲議院の議決に同意し又ハ否決したるを以て之を奏上すると同時に甲議院通知すべし

乙議院於て甲議院の提出したる議案を否決したるときは之を甲議院通知を以し

第五十五條 乙議院於て甲議院より移したる議案に對し之を修正したるを以て之を甲議院付し甲議院於て乙議院の修正よ同意したるを以て之を奏上すると同時に乙議院通知を以し若之又同意せざるを以て兩院協議會を開くことを求むべし

甲議院より協議會を開くことを求むるときは乙議院ハ之を拒むことを得ず

**第五十六條** 兩院協議會ハ兩議院より各十人以下同數の委員を選舉し會同せしむ委員の協議案成立せるときは該案を政府より受取り又は提出したる甲議院よ於て先づ之を議し次よ乙議院よ移すべし

協議會よ於て成立しる成案よ對して更に修正の動議を爲すことを許さず

**第五十七條** 國務大臣政府委員及各議院の議長に何時たりとも兩院協議會よ出席して意見を述ふるふとを禁

**第五十八條** 兩院協議會ハ傍聽と許さず

**第五十九條** 兩院協議會よ於て可否決讐を取るは無名投票と用ひ

可否同數あるとみなれ議長の決する所によれる

**第六十條** 兩院協議會ハ議長ハ兩議院協議委員よ於て各一員と互選し毎會更代して席を當らしむべし其ノ初會よ於ける議長は抽籤法を以て之を定む

**第六十一條** 本章よ定むる所の外兩議院交渉事務の規程ハ其の協議よ依り之を定むべし

### 第十三章 請願

**第六十二條** 各議院よ呈出せる人民の請願書ハ議員の紹介よ依り議院之を受取るべし

**第六十三條** 請願書は各議院よ於て請願委員よ付し之を審査せしむ

請願委員請願書を以て規程よ合ひすと認むるを以て議長の紹介

の議員を経て之を却下せし

第六十四條 請願委員ハ請願文書表を作り其の要領を繰し毎週一回議院ニ報告すべし請願委員特別に報告又依れる要求又ハ議員三十人以上其要求あるときは各議院は其比請願事件を會議ニ付すべし。

第六十五條 各議院ニ於て請願の採擇すべきあとを議決したるとときは意見書を附し其比請願書を政府ニ送付し事宜ニ依り報告を求むことを得

第六十六條 法律ニ依り法人と認められたる者を除キ外總代の名義を以てする請願ハ各議院之を受くることを得ず

第六十七條 各議院ニ憲法を變更するの請願を受くるあとを得ず

第六十八條 請願書は總て哀願の體式を用うべし若請願の立場に

依らず若ハ其の體式ニ違ふとのハ各議院之を受くることを得ず

第六十九條 請願書として皇帝ニ對し不敬の語を用ひ政府又ハ議員ニ對し侮辱の語を用ひるものハ各議院之を受くるあとを得ず

第七十條 各議院ハ司法及行政裁判ニ干預するの請願を受くるあとを得ず

第七十一條 各議院ハ各別ニ請願を受ク互ニ相干預せず

#### 第十四章 議院と人民及官廳地方議會との關係

第七十二條 各議院ハ人民ニ向て告示を發するあとを得ず

第七十三條 各議院は審査の爲に人民を召喚し及議員を派出せるふどを得ず

第七十四條 各議院より審査の爲ニ政府ニ向て必要なる報告又ハ文書を求むるときは政府ハ秘密ニ涉るものを除く外其の求ニ應

すべし

第七十五條 各議院は國務大臣及政府委員の外他の官廳及地方議會より向て照會往復するあとを得ず

第五章 退職及議員資格の異議  
第七十六條 衆議院に議員として貴族院議員より任せられ又は法律により議員たるあとを得ざる職務より任せられたるときは退職者とす

第七十七條 衆議院の議員として選舉法又は記載したる被選の資格を失ひたるときは退職者とす

第七十八條 衆議院又は議員の資格より裏議を生じたるときは特よ委員を設け時日を期し之を審査せしめ其の報告を待て之を議決をへし

第七十九條 裁判所に於て起訴訟の裁判手續を爲したるものには

衆議院に於て同一事件又付審査するあとを得ず

第八十條 議員其の資格なきふとを證明せらるゝよ至るまでの議院又於て位列及發言の權を失はず但し自身の資格審査を關する會議よ對してハ辨明するあとを得るも其の表决又預かることを得ず

#### 第十六章 請暇辭職及補闕

第八十一條 各議院の議長は一週間又超ゆざる議員の請暇を許可するあとを得其の一週間を超ゆるときは議院が於て之を許可を期限なきものは之を許可することを得ず

第八十二條 各議院の議員の正當の理由を以て議長より届出乍して會議又は委員會より關席することを得ず

第八十三條 衆議院の議員の辭職を許可することを得

第八十四條 何等の理由又拘らす衆議院議員、副員を生したると  
きに議長より内務大臣、通牒し補闕選舉を求むべし

### 第十七章 紀律及警察

第八十五條 各議院開會中其の紀律を保持せんが爲内部警察の權  
は此の法律及各議院より定むる所に規則又從ひ議長之を施す  
第八十六條 各議院又於て要する所の警察官吏の政府之を派出し  
議長の指揮を受けしむ

第八十七條 會議中議員此の法律若は議事規則又違ひ其外他議場  
之秩序を紊るときハ議長之を警戒し又は制止し又は發言を取  
消さしむる又從ハざるときに議長は當日其會議を終るまで發言  
を禁止し又は議場の外より退去せしむることを得

第八十八條 議場騒擾として整理し難きときは議長は當日の會議

を中止し又は之を開づることを得

第八十九條 傍聽人議場妨害を爲す者あるときは議長は之を退  
場せしめ必要ある場合又於ては之を警察官廳より引渡さしむるあ  
とを得

傍聽席騒擾なるとき議長の總ての傍聴人を退せしむると  
を得

第九十條 議場の秩序を紊る者あるときは國務大臣政府委員及議  
員は議長の注意を喚起することを得

第九十一條 各議院又於て皇室より對し不敬の言語論說を爲すこと  
を得ず

第九十二條 各議院又於て無禮の語を用ゐることを得ず及他人の  
身上より言論することを得ず

第九十三條 議院又ハ委員會に於て誹謗侮辱を被リタル議員ハナ  
を議院ニ訴ヘテ處分を求ルベシ私に相報復をルアドを得テ

#### 第十八章 懲罰

第九十四條 各議院は其の議員ニ對し懲罰之權を有セ

第九十五條 各議議ニ於て懲罰事犯を審査する爲ニ懲罰委員を設

く  
懲罰事犯あるときは議長は先づ之を委員ニ付し審査せられ議院  
の議を経て之を宣告セ各委員會又ハ各部ニ於て懲罰事犯あると  
きハ委員長又ハ部長は之を議長に報告し處分を求ムベシ

第九十六條 ●懲罰は左の如シ

一 公開したる議場ニ於て罷責す

二 公開したる議場ニ於て適當の謝辭を表セシム

#### 三 一定の時間出席を停止す

#### 四 除名

衆議院ニ於て除名は出席議員三分の二以上比多數を以て之を決  
セベシ

第九十七條 衆議院ニ除名セ議員再選ニ當る者を拒ムことを得テ

第九十八條 議員ハ二十人以上の賛成を以て懲罰の動議を爲スル  
を得

懲罰化動議ハ事犯ありし後三日以内又之を爲すべシ

第九十九條 議員正當の理由なくして勅除ニ指定したる期日後一  
週間内ニ召集又は應ぜざる由り又ハ正當化理由なくして會議又

ハ委員會ニ出席する由り若は詰限の期限を過ぎたるに山ハ議  
長より特々招狀を發し其の招狀を受けたる後一週間内ニ仍故

く出席せざる者は貴族院又於てハ其の出席を停止し上奏して勅  
裁を請ふべく衆議院又於てに之を除名をへし  
朕樞密顧問の諮詢を経て衆議院議員選舉法及附錄を裁可之を公  
布せしめ併せて帝國議會を召集する毎年より本法又依り選舉を施  
行せしむべからんことを命ず

## 御名御璽

明治二十二年二月十一日

内閣總理大臣伯爵黒田清顥
樞密院議長伯爵伊藤博文
外務大臣伯爵大隈重信

海軍大臣伯爵西郷徳道
農商務大臣伯爵井上馨
司法大臣伯爵山田顕義
大藏大臣兼内務大臣伯爵松方正義
陸軍大臣伯爵大山根
文部大臣子爵森有禮
遞信大臣子爵榎本武揚

## 法律第三號

### 衆議院議員選舉法

#### 選舉區畫

第一條 衆議院之議員ハ各府縣の選舉區又於て之を擇舉せしむる其の選舉區及選舉區又於て選舉すべき定員ハ此に法律の附錄を以

て之を定む

第二條 府縣知事ハ其の府縣の選舉區の選舉を監督す

一 選舉區凡て選舉の郡長又は市長其の選舉長とあり之を管理す

第三條 一選舉區よしと數長市又涉るときハ府縣知事は其の郡長

又は市長の一人を命じ選舉長たらしむべし

第四條 一市の域内よ於て選舉區あるときは府縣知事は區長を

して其の選舉長たらしむべし

第五條 選舉より開く費用の地方稅を以て支辨をへし

## 第二章 選舉人の資格

第六條 選舉人ハ左の資格を備ふることを要す

第一 日本臣民の男子よしと年齢滿二十五歳以上者。

第二 選舉八名簿調製の期日より前滿一年以上其の府縣内よ於て

本籍を定め住居を仍引き續き住居する者

第三 選舉人名簿調製の期日より前滿一年以上其の府縣内よ於て直接國稅十五圓以上を納た仍引き續き納むる者

但し所得稅よ付てハ人名簿調製の期日より前滿三年以上之を納  
た仍引き續き納むる者ふ限る

第七條 家督よ由り財產を相續したる者は其比財產よ付前財產主の納稅額を以て其の納稅資格よ算入す

## 第三章 被選人の資格

第八條 被選人たるふとを得る者の日本臣民の男子滿三十歳以上

よして選舉人名簿調製の期日より前滿一年以上其の選舉府縣内よ於て直接國稅十五圓以上を納め仍引き續き納むる者たるべし

但し所得稅よ付ては人名簿調製の期日より前滿三年以上之を納

の仍引續き納むる者に限る

第九條 宮内官裁判官會計検査官收稅官及警察官は被選人たるふとを特す

前項以外の官吏ハ其の職務又妨げざる限に議員と相兼ねるふとを得

第十條 府縣及郡の官吏は其の管轄區域内に於て被選人たることを得ず

第十一條 選舉の管理又關係する市町村の吏員ハ其は選舉區に於て被選人たることを得ず

第十二條 神官及諸宗祠僧侶又ハ教師は被選人たることを得ず

第十三條 府縣會の議員又して衆議院の議員を選舉せられ當選を承諾しあるときハ其の前職を辭すべしも北とす

#### 第四章 選舉人及被選人ニ通する規定

第十四條 左の項の一によ觸るゝ者は選舉人及被選人となることを得ず

一 癡癱白癩の者

二 身代限の處分を受け負債の義務を免れざる者

三 公權を剝奪せられたる者又は停止中の者

四 禁錮の刑又處せられ滿期の後又ハ赦免の後滿三年を経ざる者

五 舊法に依り一年以上懲役若ハ國罪犯禁獄の刑又處せられ滿期の後又ハ赦免の後滿三年を経ざる者

六 賭博犯又由り處刑を受け滿期の後又ハ赦免の後滿三年を経ざる者

七 選舉又開る犯罪より選舉權及被選權の停止中の者

第十五條 陸海軍軍人は現役ホ選舉權を行ふことを得モ及被擇人たるふとを得モ其の休職モ停職在る者亦同じ

第十六條 華族の當主は衆議院議員の選舉人及被選人たることを得ず

第十七條 刑事の訴を受ク拘留又は保釋モ有在る者は其の裁判確定モ至るまで選舉權を行フことを得ズ及被選人たることを得ズ

### 第五章 擇舉人名簿

第十八條 選舉長ハ毎年四月一日を期モし各町村長として一の投票區域内モ於て選舉資格を行する者を調査シ入名簿二本を調製シ同月廿日までヨリ一本を差出サシムヘシ  
擇舉人名簿ハ選舉人ニ姓名官位職業身分住所生年月納ムる所の直接或稅の總額並モ納稅地を記載すヘシ

### 第十九條

市又於テは左の方法モ依リ選舉人名簿を調製すべし  
第一 市又ハ市内の一區を以て一選舉區と爲したる場合モ於テは選舉長其の人名簿を調製すべし

第二 市内モある數區を合して一選舉區と爲したる場合モ於テハ各區長をして其区区内の人名簿を調製し選舉長モ差出サシムベシ

### 第三

郡市を合シモ一選舉區と爲したる場合モ於テ市長其の選舉長モ有りたるときは市長をして其の人名簿を調製し之を差出サシムベシ

### 第四

第三の場合モ於テ市長其の選舉長となりたるとされ市長の市内モ人名簿を調製すべし

第二十條 選舉人其の住居モ投投票区域の外モ於テ直接或稅を納

むるときハ納稅地の町村長又ハ市長若ハ區長の證狀を得て選舉人名簿調製の期日まで其の投票を管理する町村長又は市長若ハ區長又差出すべし

第二十一條 選舉長ハ各町村長又は市長若ハ區長と差出したる選舉人名簿を合し一選舉區を以て一冊と「選舉管理の郡役所又は市役所若は區役所より備置き其の副本を府縣知事より送致すべし

第二十二條 選舉長は毎年五月五日より十五日間一選舉區選舉人簿の寫を其名の選舉管理の郡役所又は市役所若ハ區役所より縱覽せしむべし

第二十三條 凡て選舉資格ある者選舉人名簿より人名の脱漏又は誤載あることを發見したるときは其理由書及證憑を具へて縱覽期限内より選舉長又申立て其の改正を求むるふとを得

縱覽期限を経過したる後前項に申立てを爲すも其の効あし

第二十四條 選舉長又於て脱漏の申立てを受けたるときは其の理由及證憑を審査し申立てを受けたる日より二十日以内に之を判定をべし若其申立てを以て正當ありと判定したるときは直ち人名を記載し其の由を當人所在地の町村長又は市長若ハ區長より通知し併せて選舉區内に告示すべし

第二十五條 選舉長又於て誤載の申立てを受けたるときは其の理由及證憑を審査し必要なる場合に於ては申立人又は被告人を召喚し審問し申立てを受けたる日より二十日以内に之を判定すべし若誤載ありと判定したる時は直ち之を削除し其の由を被告人所在地の町村長又は市長若ハ區長より通知併せて選舉區内に告示すべし

第二十六條 申立て人又は被告人又於て選舉長の判定不服せざると

きへ選舉長を被告とし判定の日より七日以内又始審裁判所は出訴することを得

第二十七條 始審裁判所が於て前條の訴訟を受取りたるときは他の訴訟の順序に拘らず速々其の裁判を爲すべし

第二十八條 前條又於ける始審裁判所の裁判は控訴することを許さず但し大審院又上告をもるとを得

第二十九條 挑舉人名簿は六月十五日を以て確定期限とし次年の調製の日まで之を据置くへし但し裁判言渡書又依り改正すべきものは選舉長に於て其の言渡書を受取りたる時より二十四時間内又之を改正し其の由を申立人又は被告人所在地の町村長又は市長若は區長又通知し併せて選舉区内又告示すべし

## 第六章 選舉の期日及投票所

第三十条 選舉の投票は通常七月一日に之を行ふ但し衆議院解散を命ぜられたるときは勅令を以て臨時選舉の期日を定め少くと三十日以前よ公佈すべし

第三十一条 投票所は町村役場又は町村長が指定したる場所又て之を設立町村長之を管理を

第三十二条 一町村又於て選舉人少數又して一の投票所を設くるよ足らざるときハ數町村を合併するふとを得

此の場合又於ては郡長は府縣知事の認可を経て合併の町村及投票所並み投票所管理の町村長を指定モベシ

第三十三条 町村長ハ其比管理モる投票區域内又於ける選舉人中よりす會人二名以上五名以下を定め遅くとも選舉の期日より三日以前に之を本人よ通知し選舉の當日投票所又參會せしむべし

立會人の正當の事故なくして其の職を辞するふとを得ず

### 第七章 投票

第三十四條 投票の午前七時より午後六時に終る

第三十五條 投票函は二重の蓋を造り二種の錠を設け其の一ハ町村長之を管守し其の一ハ立會人之を管守そべし

第三十六條 町村長は投票の初より立會人と共に參會したる選舉人の面前ふ於て投票函を開き其の空虚なるおとを示そべし

第三十七條 選舉人は選舉の當日本人自ら投票所より選舉八名簿の對照を経て投票すべし

第三十八條 投票用紙は各府縣各一定の式を用ひ選舉の當日投票所よ於て町村長より之を各選舉人に交付すべし  
選舉人は投票所に於て投票用紙又被選人の姓名を記載し次々自

己の姓名住所を記載して捺印すべし

第三十九條 選舉人よして文字を書ること能ひざる由を申立つるときハ町村長は吏員をして代書せしめ之と本人ふ讀み聞かせ捺印投票せしめ其の由を投票明細書又記載すべし

第四十條 二人以上の議員を選舉すべき選舉區よ於ては連名投票を用うべし

第四十一條 選舉人名簿又記載せられたる者の外投票するふとを得ず但く選舉人名簿又記載せらるべき裁判官渡書を所持し選舉の當日投票所より至る者あるとき町村長は投票用紙を交付し投票せしめ其の由を投票明細書又記載すべし

第四十二條 投票終るの時期に至りたるとき町村長は其の由を告ぐ投票函を閉鎖すべし

投票函閉鎖後總て投票することを期する

第四十三條 町村長は投票明細書を作り投票と關る一切の事項を記載し立會人と共署名すべし

第四十四條 町村長は一名又は數名の立會人と共投票の翌日投票函及投票明細書を併せて選舉管理の郡役所又は市役所若は區役所より送致せしむるふとを得

## 第八章 選舉會

條四十六條 選舉會は選舉管理の郡役所又は市役所若ひ區役所

於て之を開く

第四十七條 選舉長の各投票所より參會したる立會人の中より抽籤を以て選舉委員三名以上七名以下を定むべし

第四十八條 選舉長は投票函送達の翌日選舉委員立會上各投票函を開き投票の總數と投票人比總數とを計算すべし若投票と投票人との總數よ差異を生じたるときは其の差を選舉明細書に記載すへし

第四十九條 總數の計算を終りたるとされ選舉長は選舉委員と共に投票を點檢すべし

第五十條 各選舉區の選舉人へ其の選舉會參觀を求むるふとを得

第五十一條 左より掲ぐる投票は無効とそ

一 摲舉人名簿又記載なき者の投票但し裁判言證書を所持したる  
み依り投票したる者の投票但し裁判言證書を所持したる  
成規の用紙を用ひざるもの

二 四三 摲舉人自己は姓名を記載せざるもの  
資格ある被選人の姓名を記載するも此に付して投票又は列記す  
る人員中資格ある者又付して其の効あるものとそ

五 誤字又は汚染塗抹毀損又依り記載する所の摲舉人又は被選人  
の姓名を認知すべからざるもの但し通常の假名字を用ひ又は  
誤字又は汚染塗抹毀損又依り記載する所の摲舉人又は被選人  
の姓名を認知するも明々其の姓名を認知することを得るものは此の  
限又在らす

六 第三十八條第二項又規定たる外他の文字を記載したるもの  
但し被選人の姓名を誤ざる爲よ其の官位職業身分住所を附の

し又ハ敬稱を用ひたる者の此の限又在らず

第五十二條 投票効力の有無又付疑義あるときは被選舉委員の意  
見を聞き摲舉長之を決定す此の決定又對しては摲舉會場又於て  
異議を申立つることを得ず

第五十三條 無効付投票の抹線を加へ其の由を摲舉明細書又記載  
し一箇年間保存し期限を経過したる後之を焼棄つべし

第五十四條 一投票又して其の摲舉すべき定員より多き被選人の  
姓氏を記載したるときは其の定員又超えたる人名を末尾より除  
却すべし

連名投票よしと其の摲舉すべき定員又足らざるとときは現又記載  
したる者のみを計算をべし但し一人姓名を複記したる者は一人  
として之を計算すべし

第五十五条 投票は六十日間郡役所又は市役所若は區役所又は保存し期限を経過したる後之を焼棄りべし

第五十六条 摲舉又は開り訴訟又は告訴告發あるときは第五十三条第五十五条の期限を経過せると裁判確定又は至るまで其の投票を保存すべし

第五十七条 摲舉長は選舉明細書を作り選舉點檢又は開る一切の事項を記載し選舉委員と共に署名し之を保存すべし

### 第九章 常選人

第五十八条 投票総數の最多數を得たる者は之を常選人とし投票同數なるときは生年月の長者を以て當選人とする同年月あるときは抽籤を以て之を定むべし

第五十九條 常選人定めりるときは選舉長の直筆其の姓氏及投票

票の數を府縣知事又は届出べし

第六十条 府縣知事前條の届出を受けたるときは各當選人又通知し其の姓名を管内又告示すべし

第六十一条 常選人常選の通知を受けたるときは其が當選を承諾するや否を府縣知事又は届出べし

第六十二条 一人として數選舉區の當選人となりたる者當選の通知を受けたるときは何れの選舉區の當選を承諾する旨を府縣知事又は届出べし

第六十三条 常選人其の府縣内に在る者は十日以内其の府縣外又在る者は二十日以内に當選承諾の届出を爲さるときは其の當選を辭したるときは見做そべし

第六十四条 常選人よして其の當選を辭し又は期限内に其の當選

## 六十四

此承諾を届出ざるときは府縣知事の選舉の期日を定む其の選舉長より命じ再び選舉を行ひしむべし但し第五十八條第二項の場合に於て抽籤より當選を得たる者其の當選を辭し又は其の承諾を届出ざるときは抽籤より當選を失ひたる者を以て當選人と定むべし

第六十條 各選舉區の當選人確定したるときは府縣知事の當選證書と付與し及管内に告示し並み當選人の資格を錄めて内務大臣より具申をべし

### 第十章 議員の任期及補闕選舉

第六十六條 議員の任期は四箇年とす但し任期を終りたる後仍選舉よ附するおとを得

第六十七條 議員の観員あるより内務大臣より補闕選舉を開く

べき旨を命ぜられたるときは府縣知事の其の命を受けたる日より二十日以内に關員の選舉區に限り臨時選舉を行ひ補欠議員を選舉せしむべし

第六十八條 補欠議員の任期は前議員の任期よ依る

### 第十一章 投票所取締

第六十九條 投票管理の町村長の投票所の秩序を保持し必要ある場合に於ては警察官吏の處分又付し得ると得

第七十條 凡て戎器又は凶器を携帶する者は投票所に入ることを許さず

第七十一條 挑舉人非ざる者は投票所に入ることを許さず

第七十二條 投票所に於ては一切の演説討論及喧譟又は他人に投票を勧誘することを禁す

## 本十六

第七十三條 投票所よ於て秩序を紊る者わるときハ町村長は之を警戒し其の命ふ従へざるときに之を投票所の外よ退出せしむべし

第七十四條 投票所の外よ退出せしたたる者ハ犯罪者を除く外其の投票を爲さしむる爲再び投票所内よ呼入る、あとを得

### 第七十五條

投票所よ參會したる選舉人よしき刑法又ハ此の法律の罰則を犯したる者は投票するあとを禁じ其の姓名事由を投票明細書よ記載そべし

第七十六條 投票よ關る異議の申立に付町村長は決定よ對にては投票所よ於て不服を申立つることを得ず

### 第七十七條

選舉管理の郡役所又ハ市役所若ハ區役所よ於て選舉會は參觀シ求むる者ハ總て第六十九條より第七十三條よ至るま

での例よ照し選舉長之を處分そべし

## 第十二章 常選訴訟

第七十八條 各選舉區よ於て當選を失ひたる者當選人の當選を無効とするの理由ありと認むるときハ當選人を被告とミ第六十五条よ掲げたる當選人の姓名告示の日より三十日以内よ控訴院よ出訴することを得

其の期限を経過したら後出訴するも其の効あし

第七十九條 原告人は訴訟狀と共に保證金として金三百圓又は之

又相當する公證書を控訴院書記局よ預置くべし

第八十條 原告人敗訴の場合に於て裁判言渡の日より七日以内々一切の裁判費用を納完せざるときは保證金より之を控訴し仍足らざるときに之を追徵すべし

**第八十一條** 同一の當選人又對し二人以上の原告人訴訟を爲したるときは控訴院へ一ヶ月裁判言渡書を以て各訴訟人又宣告せるを得

**第八十二條** 審判中衆議院解散し命あるときは訴訟院は其件訴訟を棄却すべし

**第八十三條** 原告人訴訟を願下ぐるときは同時に其の由を新聞紙又は其の他に方法を以て公告すべし

**第八十四條** 控訴院の當選訴訟を審判する又當り本訴又關係せる刑法又は此の法律の犯罪者又對し直ち處刑の言渡を爲すものを得但し此の場合又於ては検察官をして立會はしむべし  
當選訴訟又關係せざる場合又於ては此の法律の犯罪者は所轄刑事裁判所又於て之を裁判せしむべし

**第八十五條** 控訴院又於て當選訴訟を判定したるときは其の裁判言渡書の原本を内務大臣に送附すべし若衆議院開會するときは併せて之を議長より送付すべし

**第八十六條** 當選訴訟又付控訴院の裁判又對しては大審院より上告することを得

**第八十七條** 訴訟の目的たる當選人へ其の裁判確定より至るまで衆議院より列席するの權を失はず

**第八十八條** 常選訴訟又付本章に規定したるものと外總て普通の訴訟手續又依る

### 第十三章 罰則

**第八十九條** 納稅額年齢住所及其の他選舉資格又必要なる事項を詐稱し選舉人名簿又記載せられたる者は四回以上四十回以下の

罰金又處す

**第九十條** 投票を得又ハ他人又投票を附せしめ若は他人の爲又投票を爲すことを抑止する目的を以て直接又ハ間接又金錢物品手形若は公私職務を選舉人又授與し又は授與するあとを約束したる者は五圓以上五十圓以下の罰金又處モ其の授與又ハ約束を受けたる者亦同じ

**第九一條** 直接又ハ間接又金錢物品手形若ハ公私職務を選舉人又授與し又ハ授與することを約束して投票を得又ハ他人又投票を得せしめ若は他人の爲又投票を爲すことを抑止したる者ハ刑法第二百三十四條の例を以て論す其の授與又ハ約束を受け投票を得又ハ投票を爲さリ者亦同じ

**第九十二條** 投票を得又ハ他人又投票を爲すことと抑止する目的を以て選舉人又暴行を加へたる者は一月以上六月以下の輕禁錮又處モ五圓以上五十圓以下の罰金と附加モ

**第九十三條** 選舉人に暴行を加へて投票を得又ハ他人又投票を得せしめ若は他人の爲又投票を爲すとを抑止しる者は三月以上二年以下の輕禁錮又處モ十圓以上百圓以下の罰金を附加モ

**第九十四條** 選舉人を強逼し又は投票所若ハ選舉會場を騒擾し又は投票函を抑留毀壞若ハ劫奪する目的を以て多衆を聚囃したる者は六月以上二年以下の輕禁錮又處モ十圓以上百圓以下の罰金を附加す

其の情を知て嘯聚又應じ勢を助けたる者ハ十五日以上二月以下の輕禁錮又處モ三十圓以下又罰金を附加す

七十二

犯罪者 戒器又は児器を携帶したるときハ各本刑又一等を加ふ

第九十五條 選舉ハ際管埋者又ハ立會人又暴行を加ヘ又は暴行を以て投票所若ハ選舉會場騒擾し又は投票函を破留毀壞若ハ劫奪したる者ハ四月以上四年以下の輕禁錮又處し二十圓以上二百圓以下の罰金を附加す

犯罪者 戒器又ハ児器を携帶したるときハ本刑又一等を加ふ

第九十六條 多衆を嘯聚して前條の罪を犯したる者は重禁獄又處す

其の情を知て嘯聚又應じ勢を助けたる者ハ二年以上五年以下の輕禁錮又處す

犯罪者 戒器又ハ児器を携帶したるときハ本刑又一等を加ふ

第九十七條 演說又ハ新聞紙若ハ其の他の文書を以て人を教唆します

前三條に罪を犯さしめたる者ハ刑法第百五條の例又依る其の教唆の効果者を除く刑より二尋又は三等を減じ處断す

第九十八條 戒器又ハ児器を携帶して投票所若ハ會場に入り二者

ハ三圓以上三十圓以下の罰金又處す

第九十九條 常選ハに於て第八十九條より第九十八條より至るまでの刑又處せられたるときハ其の當選ハ無効とす

第一百條 他人の姓名を詐稱して投票を爲したる者及第十四條又依り擲擧人たることを得ざる者投票を爲したる時は四十圓以下の罰金又處す

第一百一條 前條に罪を犯去禁錮以上の刑又處せられ又ハ再び罰金の刑又處せられたる者は三年以上七年以下選舉權及被選權を停止す

犯罪者 戒器又は兎器を携帶したるときハ各本刑又一等を加ふ

第九十五條 選舉に際管理事者又ハ立會人又暴行を加へ又は暴行  
と以て投票所若ハ選舉會場騒擾し又は投票函を破毀壊若ハ劫  
奪したる者ハ四月以上四年以下の輕禁錮又處し二十圓以上二百

圓以下の罰金を附加す

犯罪者 戒器又ハ兎器を携帶したるときハ本刑又一等を加ふ

第九十六條 多衆を團聚して前條の罪を犯したる者は重禁獄又處  
す

其の情を知て團聚又應じ勢を助けたる者ハ二年以上五年以下の  
輕禁錮又處す

犯罪者 戒器又ハ兎器を携帶したるときハ本刑又一等を加ふ

第九十七條 演説又ハ新聞紙若ハ其の他の文書を以て人を教唆し

前三條比罪を犯さしめたる者ハ刑法第百五條の例又依る其の教  
唆の効るき者を仍本刑より二等又は三等を減じ處斷す

第九十八條 戒器又ハ兎器を携帶して投票所若ハ會場又入り二者  
ハ三圓以上三十圓以下の罰金又處す

第九十九條 常選ハに於て第八十九條より第九十八條より至るまで  
の刑又處せられたるときハ其の當選ハ無効とす

第一百條 他人の姓名を詐稱して投票を爲したる者及第十四條より依  
り搜擻ハたることを得ざる者投票を爲したる時は四圓以上四十  
圓以下の罰金又處す

第一百一條 前條比罪を犯去禁錮以上の刑又處せられ又ハ再び罰  
金の刑又處せられたる者は三年以上七年以下の選舉權及被選權を  
停止す

第一百二條 立會人正當の事故なくして此の法律又規定したる義務を缺くときは五圓以上五十圓以下の罰金又處を

第一百三條 本章又規定したる罰則以外刑法又正條あるものハ各其條に依り重きよ從て處斷セ

第一百四條 凡て選舉又關る犯罪ハ六箇月を以て期滿免除とセ

第一百五條 此の罰則は第十一章の各條と共に投票所及選舉會場又貼示をべし

#### 第十四條 補則

第一百六條 市又於ては一市又一の投票所を設け此の法律又規定したる投票及選舉の管理ハ市長兼て之を掌るべし

第四條の場合又於ては一選舉區又一の投票所を設け此の法律又規定したる投票及選舉の管理ハ區長兼て之を掌るべし

第一百七條 前條の場合又於てハ市長又は區長は其の管理する選舉區内又於ける選舉人中より立會人三名以上七名以下を定め選くとも選舉の期日より三日以前よ之を本人又通知し選舉の期日選舉管理の市役所又は區役所又參會せしむべし  
立會人は投票又立會ひ併せて投票を點檢すべし  
此の場合又於ける選舉明細書は併せて投票の事項を記載すべし  
第一百八條 島司を置く地方又於ては此の法律又規定したる選舉の職務ハ島司之を掌るべし  
第一百九條町村制を施行せざる町村に於てハ此の法律又規定したる町村長の職務ハ戸長之を掌るべし  
第一百十條 選舉人名簿調製の初年又限り所得稅法施行以來第六保第八條又規定したる納稅額を引續き納元したる者ハ其の納稅貢

格の期限より充つるものと見做せへし  
北海道沖繩縣及小笠原島等に於ては將來一般の地方

衆議院議員選舉法附錄

東京府

蘇東坡全集卷之三

東都賦

日本橋區

本所區 深川區

後漢書

第一區 第二區 第三區 第四區 第五區 第六區

議員總數十二人

第	七	區	神田區
第	八	區	下谷區
第	九	區	本鄉區
第	十	區	小石川區
第	十一	區	牛込區
第	十二	區	四谷區
東多摩郡	南多摩郡	北多摩郡	一一人
南足立郡	南葛飾郡	北葛飾郡	一一人
荏原郡	伊豆七島	一	八
議員總數七人	一一一	一一一	一一一
京都府	上京區	下京區	一一一
第一區	第二區	第三區	第四區
愛宕郡	葛野郡	乙訓郡	紀伊郡
宇治郡	相樂郡	久世郡	一
相樂郡	久世郡	一	八

七十七

綴喜郡

第五區 南桑田郡 北桑田郡 船井郡 二 人

天田郡 何鹿郡

第六區 昭佐郡 與謝郡 中郡 竹野郡 一 人

熊野郡

議員總數十人

大坂府

第一區

西區 東區 南區

第二區

西成郡 大成郡 住吉郡

第三區

堀上郡 島下郡 鳴鴨郡

第四區

能勢郡

第五區

一 二 一 一

第六區

八 八 八 八

第七區

一 一 一 一

第八區

一 一 一 一

第九區

一 一 一 一

神奈川縣

一 一 一 一

第一區

一 一 一 一

第二區

一 一 一 一

第三區

一 一 一 一

第四區

一 一 一 一

第六區 萩田郡 交野郡 諸良郡 一 人  
 河內郡 水江郡 高安郡 一 人  
 石川郡 八上郡 古市郡 一 人  
 安宿郡 錦部郡 丹南郡 志紀郡 一 人  
 丹北郡 大縣郡 滋川郡 一 人  
 埼區 大鳴郡 泉郡 一 人  
 南郡 日根 一 人

議員總數七人

第一區 橫濱區 一 人  
 久良岐郡 楠樹郡 都筑郡 一 人  
 南多摩郡 西多摩郡 北多摩郡 二 人  
 三浦郡 鎌倉郡 一 人

第五區	高座郡	愛甲郡	津久井郡	一	人
第六區	大住郡	沟綾郡	足柄上郡	一	人
	足柄下郡				

## 兵庫縣

議員總數十二人

第一區	神戸區			一	人
第二區	武庫郡	菟原郡	川邊郡	一	人
第三區	多紀郡	氷上郡	美齋郡	一	人
第四區	八部郡	明石郡	印南郡	一	人
第五區	加東郡	多可郡	加西郡	一	人
第六區	飾東郡	飾西郡	神東郡	一	人
第七區					

## 神西郡

揖東郡	揖西郡	赤穂郡	二	人	
佐用郡	宍粟郡				
城崎郡	美含郡	氣多郡	二	人	
出石郡	七美郡	二方郡	養父郡	一	人
朝來郡					

## 第九區

津名郡

議員總數七人

一

人

第一區	長崎郡	西彼杵郡		二	
第二區	東彼杵郡	北高來郡		二	
第三區	南高來郡				

北松浦郡

壹岐郡

石田郡

一一一

人

人

新潟縣  
第五區  
第六區  
南松浦郡  
上縣郡  
下縣郡  
議員總數十三人

卷之二

**北浦原郡** 東浦原郡 **岸和田郡**

南浦原郡

古志郡  
三鷗郡

**刈羽郡**

**北魚沼郡** 東頸城郡 南魚沼郡 中魚沼郡

中頸城郡 西頸城郡

第  
八  
區  
中頸城郡  
西頸城郡  
二  
八

卷之三

第九區 雜太郡 加茂郡 羽茂郡

瑞玉縣

第二區  
八間郡 高麗郡 橫兒郡

第三區

第四圖

第五區

# 秩父郡

群馬縣

第一區 東群馬郡 南勢多郡 利根郡 一八

八十一

北勢多郡

新田郡

山田郡

邑樂郡

—

佐位郡

那波郡

綠野郡

—

多胡郡

南甘樂郡

—

西群馬郡

片岡郡

吾妻郡

—

北甘樂郡

碓冰郡

—

千葉縣

市原郡

—

東葛飾郡

囚籠郡

下埴生郡

二

南相馬郡

—

香取郡

—

海上郡

匝瑳郡

—

第一區

—

第二區

—

第三區

—

第四區

—

茨城縣  
第一區 第二區 第三區 第四區 第五區 第六區 第七區 第八區  
山邊郡 武射郡 上埴生郡 長柄郡  
夷隅郡 上埴生郡 長柄郡  
望陀郡 周淮郡 天羽郡  
安房郡 平郡 翱夷郡  
長狹郡

議員總數八八

東茨城郡	鹿嶋郡	行方郡	一一一
多賀郡	久慈郡	那珂郡	一一一
西茨城郡	真壁郡		一一一
豊田郡	結城郡	岡田郡	一一一
西葛飾郡	猿島郡		一一一
筑波郡	新治郡		一一一

第六區	信太郡	河內郡	北和馬郡	一	人
第一區	河內郡	芳賀郡		議員	總數五人
第二區	上都賀郡	下都賀郡	寒川郡	二	人
第三區	安蘇郡	足利郡	梁田郡	一	人
第四區	鹿谷郡	那須郡		議員	總數四人
奈良縣	添上郡	添下郡	山邊郡	一	人
第一區	廣瀨郡	平群郡			
第二區	式上郡	式下郡	宇陀郡	二	人
十市郡	高市郡	葛上郡	葛下郡		

## 忍海郡

## 第三區

宇智郡 吉野郡

議員 總數七人

一 人

## 第一區

安濃郡 一志郡

議員 總數七人

一 人

## 第二區

三重郡 鈴鹿郡 奈藝郡

議員 總數七人

一 人

## 第三區

桑名郡 員辨郡 朝明郡

議員 總數七人

一 人

## 第四區

飯高郡 飯野郡 多氣郡

議員 總數七人

一 人

## 第五區

度會郡 答志郡 英虞郡

議員 總數七人

一 人

## 第六區

北牟婁郡 南牟婁郡

議員 總數七人

一 人

## 伊賀郡

阿拜郡 山田郡 名張郡

議員 總數七人

一 人

## 愛知縣

議員總數十一人

## 名古屋區

愛知郡

東春日井郡 西春日井郡

丹羽郡

葉栗郡

中嶋郡

海西郡

碧海郡

幡豆郡

知多郡

渥美郡

額田郡

西加茂郡 東加茂郡

北設樂郡

南設樂郡

寶飯郡

第一區 第二區 第三區 第四區 第五區 第六區 第七區 第八區 第九區 第十區 第十一區

## 靜岡縣

議員總數八八

第一區 第二區 第三區 第四區 第五區 第六區 第七區

安倍郡 富士郡 志太郡 榊原郡 周智郡 長上郡 引佐郡 那賀郡 田方郡 駿東郡

君澤郡

濱名郡

遠名郡

山名郡

城東郡

佐野郡

豊田郡

鹿玉郡

賀茂郡

君澤郡

長上郡

磐田郡

周智郡

志太郡

富士郡

櫻原郡

有渡郡

庵原郡

益津郡

佐野郡

城東郡

山名郡

豊田郡

鹿玉郡

賀茂郡

君澤郡

長上郡

磐田郡

周智郡

志太郡

富士郡

櫻原郡

有渡郡

庵原郡

益津郡

佐野郡

城東郡

山名郡

豊田郡

鹿玉郡

賀茂郡

君澤郡

長上郡

磐田郡

周智郡

志太郡

富士郡

櫻原郡

有渡郡

庵原郡

益津郡

佐野郡

城東郡

山名郡

豊田郡

鹿玉郡

賀茂郡

君澤郡

長上郡

磐田郡

周智郡

志太郡

富士郡

櫻原郡

有渡郡

庵原郡

益津郡

佐野郡

城東郡

山名郡

豊田郡

鹿玉郡

賀茂郡

君澤郡

長上郡

磐田郡

周智郡

志太郡

富士郡

櫻原郡

有渡郡

庵原郡

益津郡

佐野郡

城東郡

山名郡

豊田郡

鹿玉郡

賀茂郡

君澤郡

長上郡

磐田郡

周智郡

志太郡

富士郡

櫻原郡

有渡郡

庵原郡

益津郡

佐野郡

城東郡

山名郡

豊田郡

鹿玉郡

賀茂郡

君澤郡

長上郡

磐田郡

周智郡

志太郡

富士郡

櫻原郡

有渡郡

庵原郡

益津郡

佐野郡

城東郡

山名郡

豊田郡

鹿玉郡

賀茂郡

君澤郡

長上郡

磐田郡

周智郡

志太郡

富士郡

櫻原郡

有渡郡

庵原郡

益津郡

佐野郡

城東郡

山名郡

豊田郡

鹿玉郡

賀茂郡

君澤郡

長上郡

磐田郡

周智郡

志太郡

富士郡

櫻原郡

有渡郡

庵原郡

益津郡

佐野郡

城東郡

山名郡

豊田郡

鹿玉郡

賀茂郡

君澤郡

長上郡

磐田郡

周智郡

志太郡

富士郡

櫻原郡

有渡郡

庵原郡

益津郡

佐野郡

城東郡

山名郡

豊田郡

鹿玉郡

賀茂郡

君澤郡

長上郡

磐田郡

周智郡

志太郡

富士郡

櫻原郡

有渡郡

庵原郡

益津郡

佐野郡

城東郡

山名郡

豊田郡

鹿玉郡

賀茂郡

君澤郡

長上郡

磐田郡

周智郡

志太郡

富士郡

櫻原郡

有渡郡

庵原郡

益津郡

佐野郡

城東郡

山名郡

豊田郡

鹿玉郡

賀茂郡

君澤郡

長上郡

磐田郡

周智郡

志太郡

富士郡

櫻原郡

有渡郡

庵原郡

益津郡

佐野郡

城東郡

山名郡

			第一區	西山梨郡	北巨摩郡	中巨摩郡一	人	
			第二區	東山梨郡	南都留郡	北都留郡一	人	
			第三區	東八代郡	西八代郡	南巨摩郡一	人	
						議員總數五人		
			滋賀縣					
			第一區	滋賀郡	高嶋郡	一	人	
			第二區	甲賀郡	野洲郡	栗太郡	一	人
			第三區	犬上郡	愛知郡	神崎郡	二	人
			蒲生郡					
			第四區	西淺井郡	東淺井郡	伊香郡	一	人
				坂田郡				
			岐阜縣	厚見郡	方縣郡	各務郡	一	人
			第一區			議員總數七人		
			第二區	不破郡	安八郡			
			第三區	海西郡	下石津郡	多務郡	一	人
			第四區	上石津郡	羽栗郡	山陽郡		
			第五區	大野郡	池田郡	本巢郡		
			第六區	席田郡	山縣郡			
			第七區	加茂郡	可兒郡	土岐郡		
				惠那郡				
			長野繩	大野郡	益田郡	吉城郡		
			第一區	上水內郡	更級郡			
			第二區	下水內郡	上高井郡	下高井郡	一	人
						議員數總八人		



九十四

第一區

南巖手郡 北巖手郡 紫波郡

二戶郡

一 人

第二區

東閉伊郡 中閉伊郡 北閉伊郡  
南九戸郡

一 人

第三區

稗貫郡 東和賀郡 西和賀郡  
西閉伊郡 南閉伊郡

一 人

第四區

江刺郡 滯澤郡 氣仙郡  
西磐井郡 東磐井郡

議員 總數四八

青森縣 第五區

東津輕郡 上北郡 下北郡  
三戸郡

二 人

第二區

北津輕郡 南津輕郡

一 人

山形縣 第三區

中津輕郡 西津輕郡

議員 總數六人

一 人

第一區

南村山郡 東村山郡 西村山郡

二 人

第二區

東置賜郡 南置賜郡 西置賜郡

一 人

第三區

飽海郡 西田川郡 東田川郡

二 人

第四區

最上郡 北村山郡

一 人

秋田縣 第一區

南秋田郡

議員 總數五人

一 人

福井縣 第二區

山本郡 北秋田郡 鹿角郡

一 人

一 人

第三區

河邊郡 由利郡

二 人

一 人

第四區

仙北郡 平鹿郡 雄勝郡

四人

二 人



第三區	飯石郡	出雲郡	橘縫郡	神門郡	二	人
第四區	邇廢郡	安濃郡	邑智郡	二	人	
第五區	那賀郡	美濃郡	鹿足郡	一	人	
第六區	周吉郡	穩地郡	海士郡	一	人	

知夫郡

議員總數八人

第一區	岡山區	御野郡	上道郡	二	人
第二區	邑久郡	兒鹿郡	赤阪郡	一	人
	津高郡	梨梨郡	磐梯郡		
	和氣郡				
第三區	都宇郡	羅尾郡	賀陽郡		

下道郡

第四區	淺口郡	小田郡	後月郡	二	人
第五區	上房郡	川上郡	哲多郡	一	人
第六區	阿賀郡	大庭郡	西名條郡	一	人
第七區	真鳴郡	東南條郡	東北條郡	一	人
	西北條郡				
	勝北郡	勝南郡	吉野郡		
	久米北條郡	久米南條郡	英田郡	一	人

廣島縣

第一區	廣鷗區	安藝郡	議員總數十八人		
第二區	佐伯郡				
第三區	沼田郡	高宮郡	山縣郡	二	人

百

第四區	高田郡	三次郡	三谿郡	一一一
第五區	豐田郡	加茂郡		
第六區	御調郡	世羅郡		
第七區	深津郡	沼隈郡	安那郡	
第八區	蘆田郡	品治郡	神石郡	
第九區	奴可臺	三上郡	惠蘇郡	一
山口縣	吉敷郡	美浦郡	厚狹郡	
第一區	佐波郡			
第二區	阿武郡	見鳴郡	大津郡	二二二
第三區	赤間關區	豐浦郡		

議員總數七人	一一八	一一八	一一八	一一八
吉敷郡	美浦郡	厚狹郡		
佐波郡				
阿武郡	見鳴郡	大津郡		
赤間關區	豐浦郡			

第四區 都濱郡 熊毛郡 大隅郡 二十六人

第五區 玖珂郡 二十八人

議員總數五人

和歌山縣 第一區 和歌山區 名草郡 海部郡 二十八人

議員總數五人

有田郡 二十八人

二十八人

第二區 伊都郡 那賀郡 二十八人

二十八人

二十八人

議員總數五人

名東郡 勝浦郡 二十八人

二十八人

議員總數五人

那賀郡 海部郡 二十八人

二十八人

議員總數五人

西牟婁郡 東牟婁郡 二十八人

二十八人

議員總數五人

阿波郡 麻植郡 二十八人

二十八人

議員總數五人

板野郡 二十八人

二十八人

議員總數五人

第一區 二十八人

二十八人

議員總數五人

第二區 二十八人

二十八人

議員總數五人

第三區 二十八人

二十八人

議員總數五人

第四區 二十八人

二十八人

議員總數五人

## 第五區

美馬郡 三好郡

議員總數五人

## 第一區

香川郡 山田郡 小豆郡

一 一 八

## 第二區

大內郡 寒川郡 三木郡

一 一 八

## 第三區

鶴足郡 阿野郡

一 一 八

## 第四區

多度郡 那珂郡

一 一 八

## 第五區

豐田郡 三野郡

一 一 八

## 愛媛縣

議員總數七人

## 第一區

溫泉郡 和氣郡 風早郡 野間郡

二 二 八

## 第二區

久米郡 伊豫郡 下浮穴郡

一 一 八

## 第三區

越智郡 桑村郡 周布郡

一 一 八

喜多郡 上浮穴郡

一 一 八

## 第四區

新居郡 宇摩郡

一 一 八

## 第五區

西宇和郡 東宇和郡

一 一 八

## 第六區

南宇和郡 北宇和郡

一 一 八

議員總數四人

## 高知縣

土佐郡 長岡郡

一 一 八

## 第一區

幡多郡 志岡郡 吾川郡

二 二 八

## 第二區

香美郡 安藝郡

一 一 八

## 第三區

福岡區 怡土郡 志堅郡

一 一 八

## 第一區

早良郡 稲屋郡 宗像郡

一 一 八

## 第二區

席田郡 上座郡 下座郡

一 一 八

第三區	遠賀郡	鞍手郡	嘉麻郡	二 人
第四區	穗波郡	御井郡	御原郡	一 人
第五區	生葉郡	三浦郡	山門郡	一 人
第六區	竹野郡	上妻郡	三池郡	一 人
第七區	下妻郡	企救郡	川川郡	一 人
第八區	京都郡	仲津郡	築城郡	一 人
	上毛郡			

## 大分縣

第一區 大分郡

議員總數六人

一一八

第二區	北海部郡	南海部郡	一一一
第三區	大野郡	直入郡	一一一
第四區	速見郡	玖珠郡	日田郡
第五區	西國東郡	東國東郡	一一一
第六區	下毛郡	宇佐郡	一一一

議員總數四人

第一區	佐賀郡	神崎郡	小城郡	基肆郡	二 人
第二區	養父郡	三根郡			
第三區	東松浦郡	西松浦郡			
	杵島郡	藤津郡			

議員總數八人

第一區	熊本區	飽田郡	託麻郡	
-----	-----	-----	-----	--

百六

## 宇土郡

## 玉名郡

## 山鹿郡

## 山本郡

## 菊池郡

## 合志郡

## 阿蘇郡

## 上益城郡

## 下益城郡

## 八代郡

## 葦北郡

## 球磨郡

議員總數三八人

一 二 一 一 一 一

一 八

## 宮崎郡

## 北那珂郡

## 南那珂郡

## 兒湯郡

## 北諸縣郡

## 西諸縣郡

## 東諸縣郡

## 北諸縣郡

## 西諸縣郡

## 第二區

## 第三區

## 第四區

## 第五區

## 第六區

八 八 八 八 八 八

八 八 八 八 八 八

八 八 八 八 八 八

八 八 八 八 八 八

八 八 八 八 八 八

八 八 八 八 八 八

## 鹿兒島縣

## 第一區

## 第二區

## 第三區

## 第四區

## 第五區

## 第六區

## 東臼杵郡

## 西臼杵郡

議員總數七八人

一 人

一 人

一 人

一 人

一 人

一 人

## 鹿兒嶋郡

## 鶴山郡

## 北大隅郡

## 熊毛郡

## 馭謨郡

## 給黎郡

## 揖宿郡

## 頸桂郡

## 川邊郡

## 日置郡

## 阿多郡

## 高城郡

## 出水郡

## 南伊佐郡

## 薩摩郡

## 甑郡

## 始良郡

## 柔原郡

## 菱刈郡

## 西豐於郡

## 北伊佐郡

## 南諸縣郡

## 南大隅郡

## 肝屬郡

第一區

第二區

第三區

第四區

第五區

第六區

第七區 東幡ヶ崎郡  
大嶋郡

一 人

監査密顧問の諮詢を経て會計法を認可し之を公布せしむ

御名御璽

明治二十二年二月十一日

内閣總理大臣 伯爵黒田清隆  
樞密院議長 伯爵伊藤博文  
外務大臣 伯爵六隈重信  
海軍大臣 伯爵西郷從道  
農商務大臣 伯爵井上馨

司法大臣 伯爵山田顯義  
大藏大臣兼内務大臣 伯爵松方正義  
陸軍大臣 伯爵大山巖  
文部大臣 子爵森有禮  
遞信大臣 子爵榎本武揚

法律第四號  
會計法

第一章 總則

第一條 政府の會計年度は毎平四月一日に始まり翌年三月三十日

日又終る  
一會計年度の歲入歲出の出納に關する事務は翌年度十一月三十日

までに悉皆完結をべし

第二條 租稅及其の他一切の収納を歲入とし一切の經費を歲出と

し歲入歲出の總豫算へ編入すべし

第二條 每年度よ於て決定したる經費定額を以て他の年度も屬すべき經費も充つることを得ず

第四條 各官廳よ於ては法律勅令を以て規定したるもの、外特別の資金を有することを得ず

## 第二章 豫算

第五條 岁入歲出の總豫算は前年帝國議會集會の始より於て之を提出をべし

第六條 岁入歲出の總豫算へ之を經常臨時の一部よ大別に各部中に於て之を款項よ區分すべし

總豫算又は帝國議會參考の爲よ左の文書を添附すべし

第一 各省の豫定經費要求書但ニ各項中各項の明細を記入すべし

第二 其れ年三月三十一日よ終りする會計年度の歲入歲出現況書

第七條 豫算中よ設くべき豫備費は左の二項よ分つ

第一 豫算金

豫備金

第一 豫算金は過くべかざる豫算の不足を補ふものとし

第二 豫算金へ豫算外よ生じたる必要の費用も充てるといとし

第八條 豫備金を以て支辨したるものは年度經過後帝國銀行ふ出し其の承諾を求むるを要す

第九條 每年度大藏省證券發行の最高額は帝國議會の協賛を經て

之を定む

### 第三章 収入

第十條 租稅及其の他の歳入は法律命令の規程に従ひ之を徵收すべし

法律命令又依り當該官吏は資格ある者又非ざれば租稅を徵收し又其他の歳入を收納するあとを得ず

### 第四章 支出

第十一條 每會計年度に於て政府の經費又充つる所の定額へのの年度の歳入を以て之を支辨をべし

第十二條 國務大臣の豫算又定める目的の外又定額を使用又各項の金額を彼此流用することを得ず

國務大臣の其の所管又屬する收入を國庫より納むへし直又之を使

用するあとを得ず

第十三條 國務大臣は其の所管定額を使用する爲め國庫より仕拂命令を發すべし但し別々定むる所の規程より従ひ他の官吏又委任して仕拂命令を發せしむるあとを得

第十四條 國庫は法律命令又反そる仕拂命令又對しあと仕拂を爲すことを得ず

第十五條 國務大臣の政府より對し正當なる債主若は其の代理人又爲ふするに非ざれば仕拂命令を發するあとを得ず左の諸項の経費又限り國務大臣の主任官吏又委任し又は政府任命じたる銀行又委任して現金支拂を爲さしむる爲め現金前渡の仕拂命令を發することを得

### 第一 國債の元利拂

第一 軍隊軍艦及官船又屬する経費

第三 在外各廳の経費

第四 前項の外總て外國より於て仕拂を爲す経費

第五 運輸通信の不便ある内國の地方より於て仕拂を爲す経費

第六 廳中常用雜費として一箇年の總費額五百圓又満たざるを

第七

場所の一定せざる事務所の経費

第八 各廳より直接又從事する工事の経費但し一主任官又付

三千圓迄を限る

第五章 決算

第十六條 會計検査院の検査を經て政府より帝國議會より提出する

總決算は總豫算と同一式様式を用ひ左の事項の計算を明記すべ

し

歳入比部  
歳入豫算額  
調定濟歳入額  
収入濟歳入額  
歳入赤濟入額

歳出比部  
歳出豫算額  
豫算決定後増加歳出額  
仕拂命令濟歲出額  
翌年度繰越額

第十七條 前條の總決算は會計検査院の検査報告と共に在此文

書を添附せべし

第一 各省決算報告書

第二 國債計算書

第三 特別會計計算書

## 第六章 期満免除

第十八條 政府の負債よ志て其の仕拂ふべき年度経過後満五箇年内に債主より支出の請求若ヘ仕拂の請求を爲さるものは期滿免除として政府ハ其の義務を免るゝものとす但し特別の法律を以て期滿免除の期限を定めざるものハ各其の定むる所ス依る

第十九條 政府又納むべき金額よして其の納むべき年度経過後満五箇年内上納の告知を受けざるとハ其の義務を免るゝものとす但し特別の法律を以て期滿免除の期限を定めたるものは各

其の定むる所ス依る

## 第七章 歳計剩餘定額繰越豫算外収入及定額戻入

第二十條 各年度よ於て歳計又剩餘あるときは其の翌年度の戻入。

よ繰入るべし

第二十一條 豫算よ於て特と明許したるもの及一年度内よ終るべき工事又ハ製造よして避くべからざる事故の爲ス事業を遅延し年度内よ其の経費の支出を終らざりしそのハ之を翌年度よ繰越し使用をることを得

第二十二條 敷年を期しき竣工すべき工事製造及其他の事業として繰續費として総額を定めたるものは毎年度の仕拂残額を竣

功年度まで遞次繰越使用をることを得

第二十三條 誤拂過渡となりたる金額の返納出納の完結したる年

度<sup>と</sup>よ屬<sup>ぞ</sup>する收入及其の他一切豫算外の收入へ總て歲入現年度のに組入るべし但し法律勅令<sup>は</sup>依り前金渡概算渡繰替拂<sup>ふ</sup>を爲したる場合に於<sup>ハ</sup>る返納金は各之を仕拂ひたる經費<sup>けいひ</sup>の定額に戻入るゝ<sup>ハ</sup>とを得

#### 第八章 政府の工事及物件の質買貸借

第二十四條 法律勅令<sup>は</sup>を以て定めたる場合社外政府の工事又は物件の質買貸借<sup>は</sup>總て公告して競争<sup>きそ</sup>に付すべし但しの場合は於て競争<sup>きそ</sup>不<sup>は</sup>付せず隨意の約定<sup>やくてい</sup>による<sup>ハ</sup>と得べし

第一 一人又は一會社<sup>くわいしゃ</sup>にて專有する物品を買入れ又は借入るゝとき

第二 政府の所爲<sup>しょも</sup>を秘密<sup>ひみつ</sup>すべき場合に於て命<sup>め</sup>する工事又は物品の質買借貨<sup>は</sup>を爲<sup>す</sup>とき

第三 非常急遽の際工事又は物品の買入借入<sup>はいりけいり</sup>を爲<sup>す</sup>と競争<sup>きそ</sup>不<sup>は</sup>付する暇<sup>ひま</sup>あきとき

第四 特種の物質又は特別使用の目的<sup>のく</sup>ある又は由り生産製造<sup>せいぞう</sup>所又は生産製造者より直接<sup>じきせつ</sup>に物品の買入<sup>はいり</sup>を要<sup>む</sup>るとさ

第五 特別の技術家<sup>じぎゅうか</sup>又命<sup>め</sup>ずる又非されば製造<sup>せいぞう</sup>し得<sup>べ</sup>からざる製造品及機械<sup>きかい</sup>を買入るゝとき

第六 土地<sup>どち</sup>家屋<sup>かや</sup>を買入又は借入<sup>けいり</sup>を爲<sup>す</sup>又は常<sup>じょう</sup>り其の位置<sup>おひさま</sup>又は構造<sup>くこうりょう</sup>等<sup>とう</sup>限<sup>げん</sup>ある場合

第七 五百圓<sup>ごひゃくえん</sup>を起にざる工事又は物品<sup>ぶひん</sup>の買入借入<sup>はいりけいり</sup>の契約<sup>けいやく</sup>を爲<sup>す</sup>

第八 見積<sup>みせき</sup>價格<sup>こく</sup>二百圓<sup>ひゃくえん</sup>を超<sup>こ</sup>にざる動產<sup>どうさん</sup>を賣拂<sup>ばいふ</sup>ふとき  
第九 軍艦<sup>ぐんかん</sup>を買入<sup>はいり</sup>するゝとき

第十 軍馬を買入るゝとき

第十一 試験の爲め又は工作製造を命じ又は物品を買入るゝとき

第十二 慈惠のため設立せる教育所の貧民を傭役し及其の生産

又は製造物品を直接又は買入るゝとき  
囚徒を傭役し又は囚徒の製造物品を直接又は買入るゝとき

第十三 囚徒を傭役し又は囚徒の製造物品を直接又は買入るゝとき  
又は製造物品を直接又は買入るゝとき  
又は製造物品を直接又は買入るゝとき  
又は製造物品を直接又は買入るゝとき  
又は製造物品を直接又は買入るゝとき

第十四 囚徒を傭役し又は囚徒の製造物品を直接又は買入るゝとき

政府の設立したる農工業場又は慈惠教育係る各所の  
生産製造物品及囚徒の製造物品を賣拂ふとき

第十五條 軍艦兵器彈藥を除く外工事製造又は物件買入の爲  
前金拂を爲すことを得ず

第九章 出納官吏

第二十六條 政府又は屬する現金若は物品を掌る所の官吏は  
其の現金若は物品又付一切の責任を負ひ會計検査院の検査判決  
を受くべし

第二十七條 前條に官吏水火盜難又は其他の事故又由り其の保  
管所の現金若は物品を出納を掌る所の官吏は  
管上過失得べらざりし事實を會計検査院又證明し責任解除の  
判決を受くる又非ざれば其の負擔の責を免るゝことを得ず

第二十八條 現金又は物品の出納を掌るふ付身元保證金を納たし  
むることを要するものへ勅令を以て之を定むべし  
第二十九條 仕拂命令の職務は現金出納の職務と相兼ねることを  
得ず

第十章 雜則

**第三十條** 特別の須要又因り本法を準據し難きものあるときは特別會計を設置することを得

特別會計を設置する法律を以て之を定むべし

**第三十一條** 政府は國庫金の取扱を日本銀行と命ずることを得

### 第十一章 附則

**第三十二條** 本法の條項帝國議會又關涉せざるもとは明治二十三年四月一日より施行し其比關涉するものは帝國議會の時より施行す

決算に係る條項は帝國議會の議定を経たる年度の歲月より施行す

**第三十三條** 本法の條項と牴觸する法令は各其該條項施行の日より廢止す

○勅令  
朕大日本帝國憲法の明文又依り樞密顧問の諮詢を経て貴族院令と發布を此の勅令を實施するの時期は朕が更々命する所よ依るべし

御名御璽

明治二十二年二月十一日

内閣總理大臣 伯爵黑田清隆  
樞密院議長 伯爵伊藤博文  
外務大臣 伯爵大隈重信  
海軍大臣 伯爵西郷從道  
農商務大臣 伯爵井上馨  
司法大臣 伯爵山田顥義

大藏大臣兼内務大臣 伯爵 松方正義

陸軍大臣 伯爵 大山 錠  
文部大臣 子爵 森 有禮

逓信大臣 子爵 良木 武揚

### 勅令第十一號

#### 貴族院令

第一條 貴族院の左の議員を以て組織す

- 一 皇族
- 二 公侯爵
- 三 伯子男爵等を其の同爵中より選舉せられたる者
- 四 國家又勳勞あり又ハ學識ある者より特々勅任せられる者
- 五 各府縣又於て土地或ハ工業商業又付多額の直接國稅を納む

ト  
ル

- 第一條 著の中より一人を互選しテ勅任せられたる者
- 第二條 皇族の男子成年又達したるときは議席よ列す
- 第三條 公侯爵を有する者滿二十五歳に達したるときは議員たるへし

第四條 伯子男を有する者又して滿二十五歳又達し各々其の同爵に選え當りたる者は七箇年セ任期を以て議員たるへし其の選舉に關る規則は別に勅令を以て之れを定む

前項議員の數は伯子男爵等を總數の五分の一を超過セべからず  
第五條 國家又勳勞あり又ハ學識ある滿三十歳以上の男子又して勅任せられたる者ハ終身議員たるへし

第六條 各府縣又於て滿三十歳以上の男子又して土地或ハ工業商業に付多額の直接國稅を納むる者十五人中より一人を互選し

百二十六

其の選より勅任せられる者は七箇年の任期を以て議員たる  
べし其の選舉と關する規則は別々勅令を以て之を定む

第七條 國家より勤勞あり又は學識ある者及各府縣より於て土助或は  
工商業より多額の直接國稅を納むる者より勅任せられたる議員  
は有爵議員の數を超過することを得ず

第八條 貴族院へ天皇の諮詢に應へ華族の特權より開く條規を議決  
す

第九條 貴族院は其の議院の資格及選舉と關する爭訟を判決する  
判決より關する規則は貴族院より之を議定し上奏して裁可を請ふ  
べし

第十條 議員として禁錮以上は刑及び處せられ又は身代限の處分を  
受けたる者あるときは勅命を以て之を除名をへし貴族院より  
あせて得を

第十一條 議長副議長は議員中より七箇年の任期を以て勅任せら  
るべし

被選議員として議長又は副議長の任命を受けたるときは議員に  
任用され其の資格及び行為は議員法の條規に依る

第十二條 此の勅令は定むるものと外へ總て議員法の條規に依る  
第十三條 将來此の勅令の條項を改正し又は増補するときは貴族  
院の議決を經べし

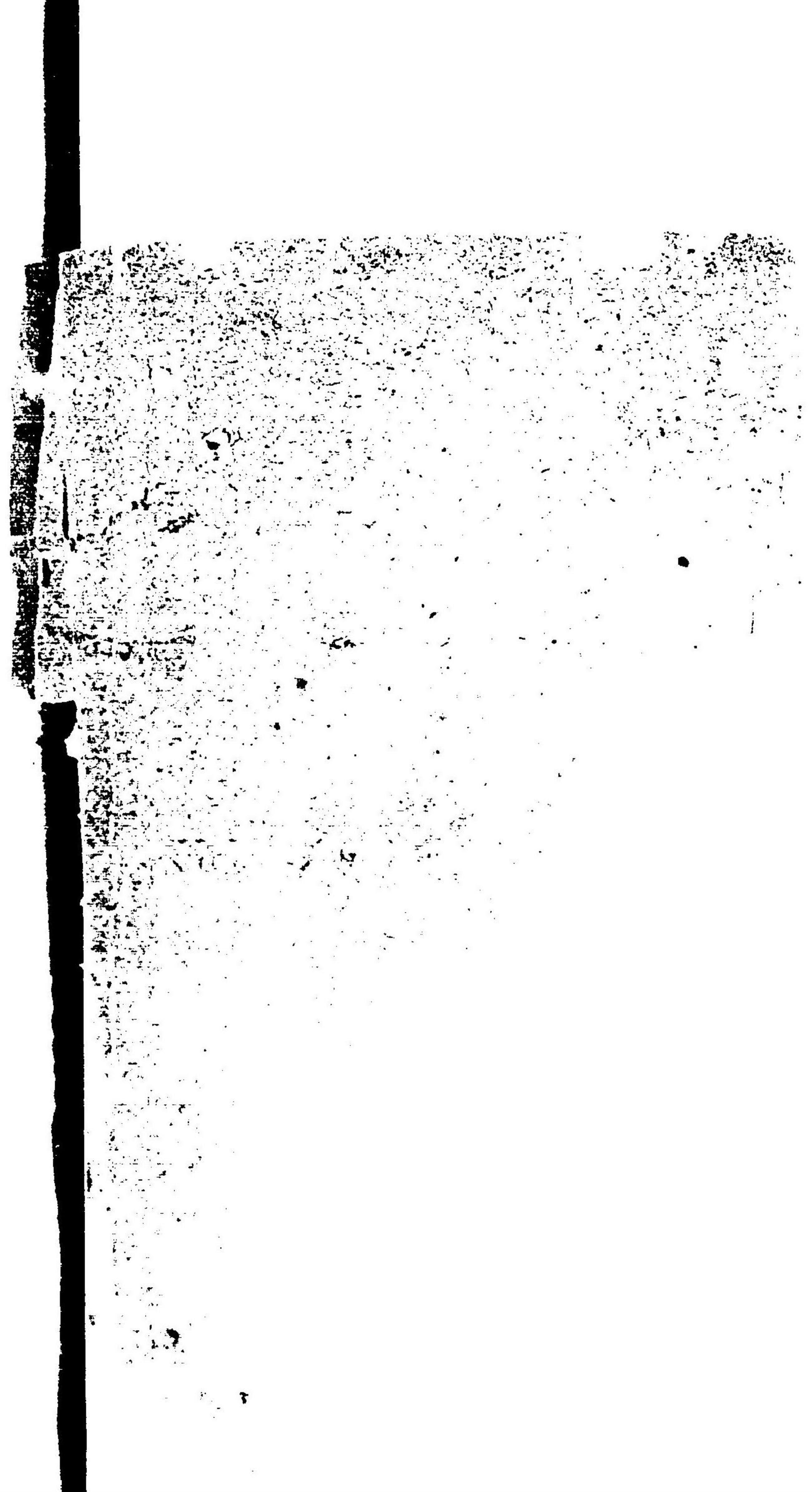
明治廿二年二月廿一日印刷  
全年同月廿二日出版

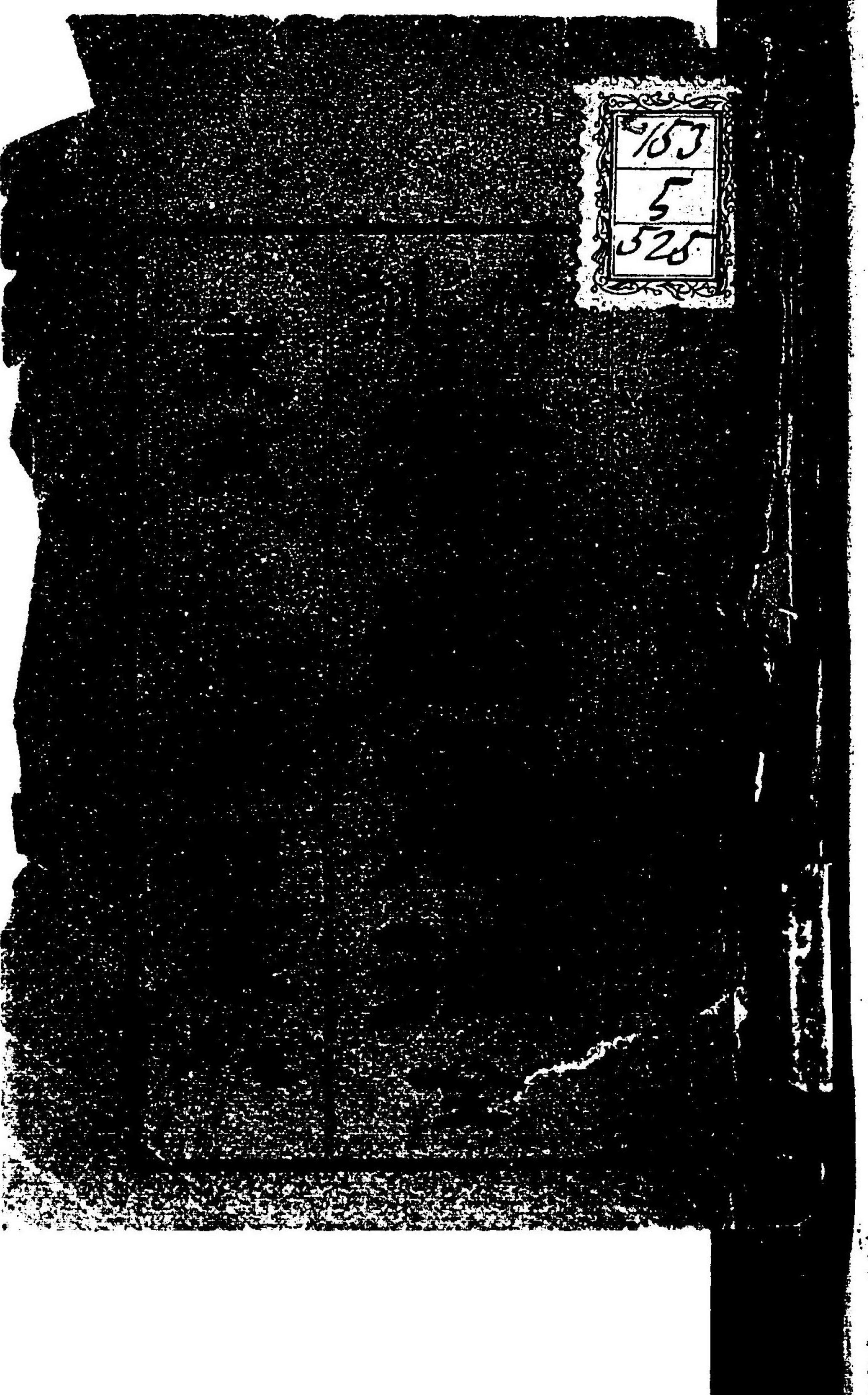
發行者 京橋區元數寄屋町一丁目三番地  
岩本五一

印刷者 日本橋區新右衛門町下番地  
町田宗七

専賣者 大川銑吉

東京書肆横山一〇辻文〇本石二〇上田屋〇馬喰二〇山口〇南鍋一〇  
兎屋〇鶴町四〇鶴盛社〇通四内藤〇春陽堂〇小網町〇永昌堂〇  
南紺屋町〇井上〇通四明鶴堂〇木挽山丸白堂〇大錫町白由閣〇萬  
町伊勢金〇大坂〇競争屋〇秋田屋〇横美館〇大藏書店交趾





031731-000-1

特63-37

帝国憲法（傍訓）

小説食言

M22

BBE-0358

